旬刊経理情報

No.1290
平成23年8月20日･9月1日号

政省令を完全フォロー!

平成23年度 税制改正のポイント

Contents

1章 法人税関係の改正ポイント
1. はじめに
2. グループ法人税制の見直し
3. 棚卸資産の評価
4. 法人税の中間申告制度
5. 企業会計基準24号『会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準』の導入に伴う手当て
6. 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例の延長
7. 退職年金等積立金に対する法人税
8. 雇用促進税制
9. 環境関連投資促進税制
10. 総合特区制度･アジア拠点化推進のための税制

2章 国際課税関係の改正ポイント
1. はじめに
2. 外国税額控除制度
3. 外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)
4. コーポレート･インバージョン対策合算税制
5. 外国法人の現物出資
6. 移転価格税制

3章 金融･証券税制の改正ポイント
1. はじめに
2. 証券優遇税制の延長措置等
3. 証券貸借取引に係る現金担保利子および有価証券賃借料等の非課税化
4. 振替国債等の利子の非課税制度に関する手続の明確化等
5. 社債的受益権の配当および償還差益に係る非課税措置
6. 投資法人(Jリート)および特定目的会社の導管性要件の見直し

4章 その他の改正ポイント(消費税･納税環境整備)
1. はじめに
2. 仕入税額控除制度における95%ルールの見直し
3. 「仕入控除税額に関する明細書」添付の義務化
4. 還付加算金の計算期間の見直し
5. 租税罰則(国税関係)の見直し
6. 税務職員の質問検査権
7. 事前照会に対する文書回答制度の見直し

平成23年1月25日に国会に提出された「所得税法等の一部を改正する法律案」(以下、「旧法案」という)の一部を切り出し、修正した「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(以下、「切り出し法」という)は、同年6月10日に国会に提出され、同月22日に成立し、同月30日に公布･施行された。

本稿では、切り出し法の項目のうち、特に留意すべき項目について次のとおり4つに分類し、政省令を踏まえて解説することとす本稿では、前述の改正項目のうち、特に留意すべき項目について次のとおり4つに分類し、解説することとする。

- 1章　法人税関係の改正ポイント
- 2章　国際課税関係の改正ポイント
- 3章　金融･証券税制の改正ポイント
- 4章　その他の改正ポイント(消費税･納税環境整備)

なお、旧法案は、同年6月10日にその題名が「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」(以下、「新法案」という)に改められ、その内容が一部修正され、新法案として引き続き審議が行われる予定となっている。

文中の意見に係る部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

ERNST & YOUNG
Quality In Everything We Do

1章
評価損等に係るグループ法人税制の見直し
法人税関係の改正ポイント

1. はじめに

切り出し法として成立し、公布・施行された主な項目は次のとおりである。

なお、旧法案において注目されていた、法人実効税率の引下げおよびこれに伴う課税ベースの拡大に係る項目（欠損金の繰越控除制度の見直し、貸倒引当金制度の見直し、減価償却制度の見直し等）は、切り出し法には盛り込まれず、新法案に盛り込まれており、引き続き審議が行われる予定となっている。

2. グループ法人税制の見直し

平成22年度税制改正において創設された100%グループ内の法人に係る税制等について、その円滑な執行に向けて、次の(1)から(4)の見直しが行われた。

(1) 清算中の法人等の株式に係る評価損の損金不算入

平成22年度税制改正により、100%グループ内の他の内国法人の残余財産が確定した場合には、原則としてその株主に欠損金を引き継ぐとともに（法法57②）、他の内国法人の株式に係る清算損失は損金に算入しないものとされた（法法61の2①・⑯）。

しかし、清算損失は損金算入できないものの、清算前に株式評価損を計上することは従前と同様に可能であることから（法法33②）、評価損の損金算入と欠損金の引き継ぎとの二重取りが行われる場合があることが指摘されていた。

そこで、内国法人が有する株式または出資のうち、100%グループ内の他の内国法人で次に掲げるものの株式または出資については、評価損が計上できないこととされた（新法法33⑤、新法令68の3）（図表1）

① 清算中であるもの
② 解散（合併による解散を除く）が見込まれるもの
③ その100%グループ内での適格合併を行うことが見込まれるもの

（図表1） 清算中の法人等の株式に係る評価損の改正

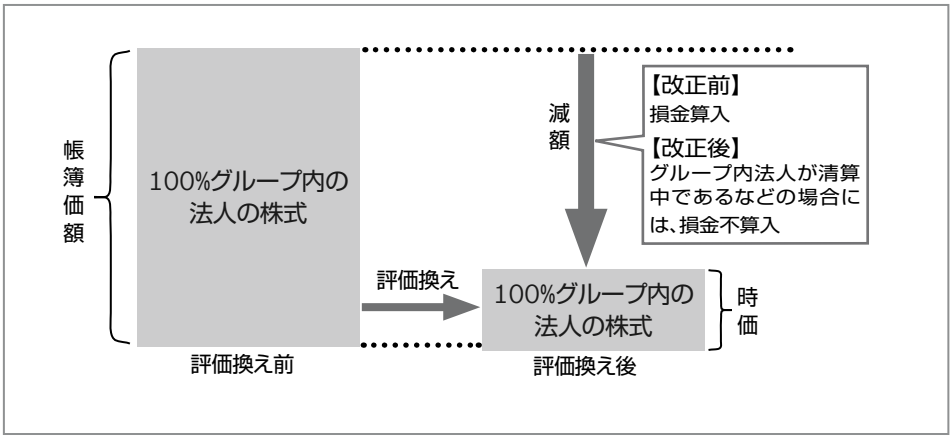

（出所）） 国税庁「平成23年度法人税関係法令の改正の概要」16頁

(2) 解散の場合のマイナスの資本金等の額の取扱い等

平成22年度税制改正により、清算所得課税が廃止され所得課税に移行するとともに、残余財産がないと見込まれる場合には期限切れ欠損金の損金算入が認められることとなった(法法59③)。清算会社が債務超過の場合には、通常は課税が生じないが、自己株式の取得や組織再編成などによって資本金等の額がマイナスとなっている場合には残余財産がないにもかかわらず課税が生じる場合があることが指摘されていた。

そこで、同制度において、マイナスの資本金等の額を期限切れ欠損金と同様とするほか、連結納税制度における期限切れ欠損金の損金算入制度について所要の整備が行われた(新法法59③、新法令118)。

(3) 引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例

一定の適格分割等により資産の移転を受けた法人については、もともと有していた欠損金と移転を受けた資産から生じる利益とを相殺する租税回避行為を防止するため、欠損金の切捨て措置が講じられている。

しかし、移転資産がたとえば分割承継法人にとって自己株式である場合には、当該分割承継法人による自己株式の譲渡は資本等取引に該当し、含み益が実現しないため、欠損金と相殺されることはない。

そこで、一定の適格分割等が行われた場合には、分割承継法人等の欠損金額の切捨額を移転時価資産価額および移転簿価資産価額によるときのその算定の対象となる資産から、自己の株式または出資が除かれた(新法令113⑤･⑥)。

(4) 中小法人向け特例措置の複数の大法人の100%子法人に対する適用見直し

平成22年度税制改正により、大法人(資本金の額もしくは出資金の額が5億円以上の法人または相互会社等)の100%子法人については、次に掲げる中小法人向けの特例措置が適用されないこととされた。

① 法人税の軽減税率
② 特定同族会社の特別税率の不適用
③ 貸倒引当金の法定繰入率
④ 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度
⑤ 欠損金の繰戻しによる還付制度

現行制度では、100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている場合など、本来の趣旨からすれば中小法人向けの特例措置の適用対象外となるべき法人に特例が適用される場合があることが指摘されていた。

そこで、複数の大法人による完全支配関係がある法人についても適用がないこととされた(新法法66⑥他)(図表2)。

(図表2)　複数の大法人による完全支配関係がある法人への適用

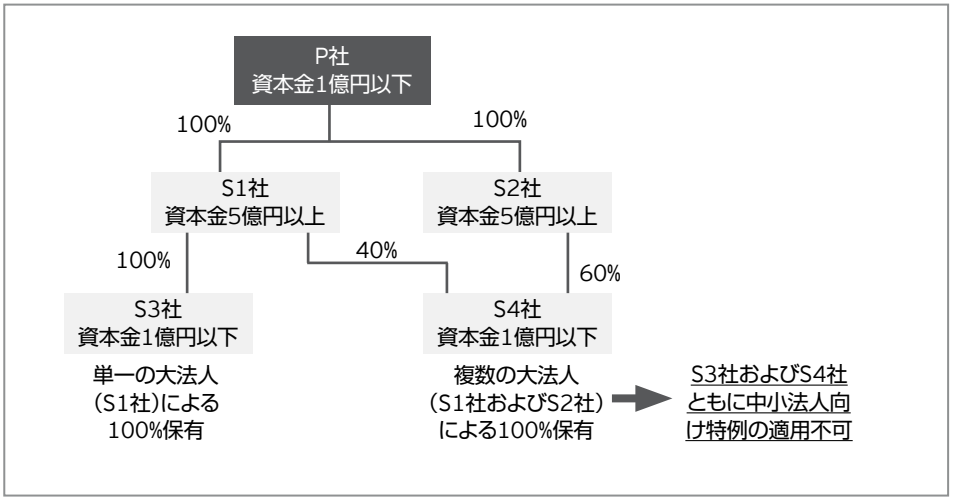

(注)　この改正の適用範囲は、複数の大法人の100%子法人に限られず、たとえばその100%子法人の子法人、すなわち孫法人についても適用される。

(5) 適用時期

前記(1)および(3)の改正は、平成23年6月30日以後に行う評価換え・適格分割等について適用される(改正法附則12、改正法令附則7②)。また、前記(2)の改正は、平成23年4月1日以後に開始する事業年度から(改正法附則10)、前記⑷の改正は、平成23年4月1日以後に開始し同年6月30日以後に終了する事業年度から適用される(改正法附則13、16)。

3. 棚卸資産の評価

棚卸資産の評価方法について、切放し低価法が廃止された(新法法29、旧法令28②)。

本改正は、平成23年4月1日以後に開始し同年6月30日以後に終了する事業年度から適用される。なお、本改正前にすでに取得している棚卸資産については、本改正後最初に開始する事業年度(平成23年6月30日前に終了する事業年度を除く)の前期末の評価額により取得したものとみなされる(改正法令附則5①・②)。

4. 法人税の中間申告制度

改正前は、仮決算による中間申告に制限がなかったことから、仮決算による中間申告額が確定申告による納付額よりも多い場合に、確定申告で還付加算金を受け取るという問題があった。

そこで、法人税の中間申告制度について、仮決算による中間法人税額が前期基準額(前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で割って、これに6を掛けて計算した金額)を超える場合、および前期基準額が10万円以下である場合には、仮決算による中間申告書の提出ができないこととされた(新法法72①)(図表3)。

本改正は、平成23年4月1日以後に開始する事業年度から適用される(改正法附則10)

(図表3)　仮決算による中間申告書の提出に係る見直し

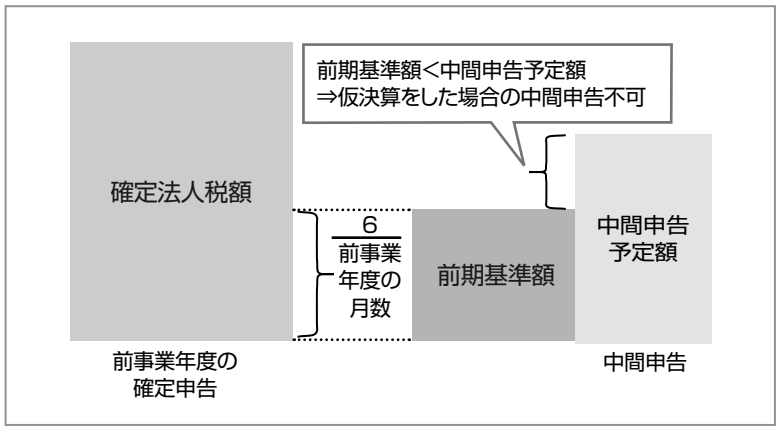

(出所)　国税庁「平成23年度法人税関係法令の改正の概要」15頁をもとに筆者作成

5. 企業会計基準24号『会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準』の導入に伴う手当て

平成23年4月1日以後に開始する事業年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正について、『会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準』が適用されたため、法人税法上、次の措置が講じられた。

(1) 陳腐化償却制度の廃止

陳腐化償却制度が廃止された(旧法令60の2)。

本改正は、平成23年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。なお、平成23年3月31日以前に開始した事業年度において陳腐化償却の承認を受けた場合(平成23年4月1日以後に開始する事業年度において平成23年6月30日前に承認を受けた場合を含む)の減価償却資産の償却限度額の計算については従来どおり適用される(改正法令附則2、6③)

(2) 耐用年数の短縮制度の改正

一定の事由が生じた減価償却資産につき、未経過使用可能期間を基礎として償却限度額を計算することにつき国税局長の承認を受けた場合には、その未経過使用期間を耐用年数とみなし、その承認後は未経過使用可能期間で償却できる制度とされた(新法令57)。

本改正は、平成23年4月1日以後に開始する事業年度において平成23年6月30日以後に承認を受ける場合の償却限度額の計算について適用される(改正法令附則6②)。

(3) 確定申告書等の添付書類の追加

確定申告書等の添付書類に、過年度事項(その事業年度前の事業年度の貸借対照表、損益計算書または株主資本等変動計算書等)の修正内容を記載した書類が追加された(新法規35②)。

本改正は、平成23年4月1日以後に開始する事業年度(平成23年6月30日前に終了する事業年度を除く)の確定申告書について適用される(改正法規附則5)。

なお、会計上遡及処理が行われた事業年度の確定申告書等には、添付書類として遡及処理後の財務諸表を添付し、必要に応じて別表五(一)の利益積立金額欄等の調整が必要になるものと思われる。

6. 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例の延長

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例は、平成24年3月31日までに開始する事業年度まで、その適用が延長された(新措法42の4の2①)(図表4)。

(図表4) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例

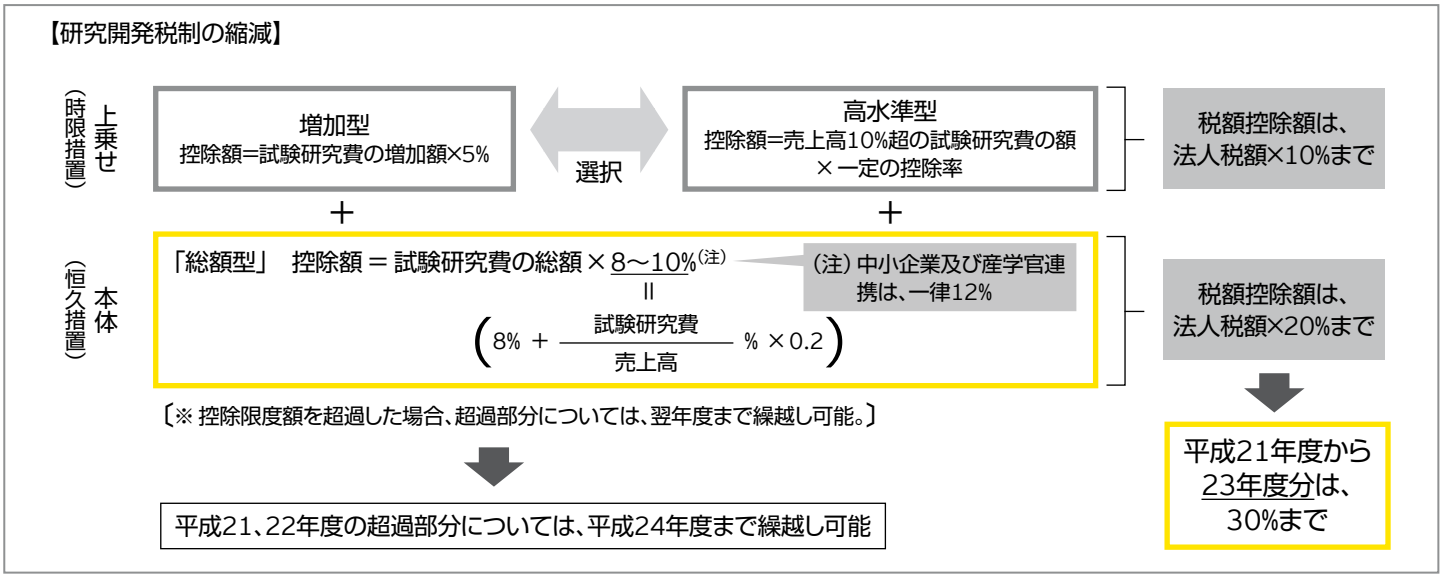

(出所) 経済産業省「平成23年度税制改正について」(参考資料)平成22年12月、5頁をもとに筆者作成

7.　退職年金等積立金に対する法人税

退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限が平成26年3月31日まで3年延長された(新措法68の4)。

8.　雇用促進税制

青色申告書を提出する法人で、公共職業安定所(以下、「ハローワーク」という)に雇用促進計画の届出を行ったものが、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において、その事業年度末の従業員のうち雇用保険一般被保険者の数を、前事業年度末に比して10%以上かつ5人以上(中小企業者等は2人以上)増加したこと等につき都道府県労働局またはハローワークの確認を受けた場合には、一定の要件のもと、その事業年度の法人税額の10%(中小企業者等は20%)を限度として、その事業年度の法人税額から増加した雇用保険一般被保険者の数に20万円を乗じた金額を控除することができることとされた。なお、この制度の適用を受けるためには、確定申告書に控除を受ける金額の申告の記載およびその明細書の添付が必要である(新措法42の12、新措令27の12、新措規20の7)(図表5)。

(図表5)　雇用促進税制

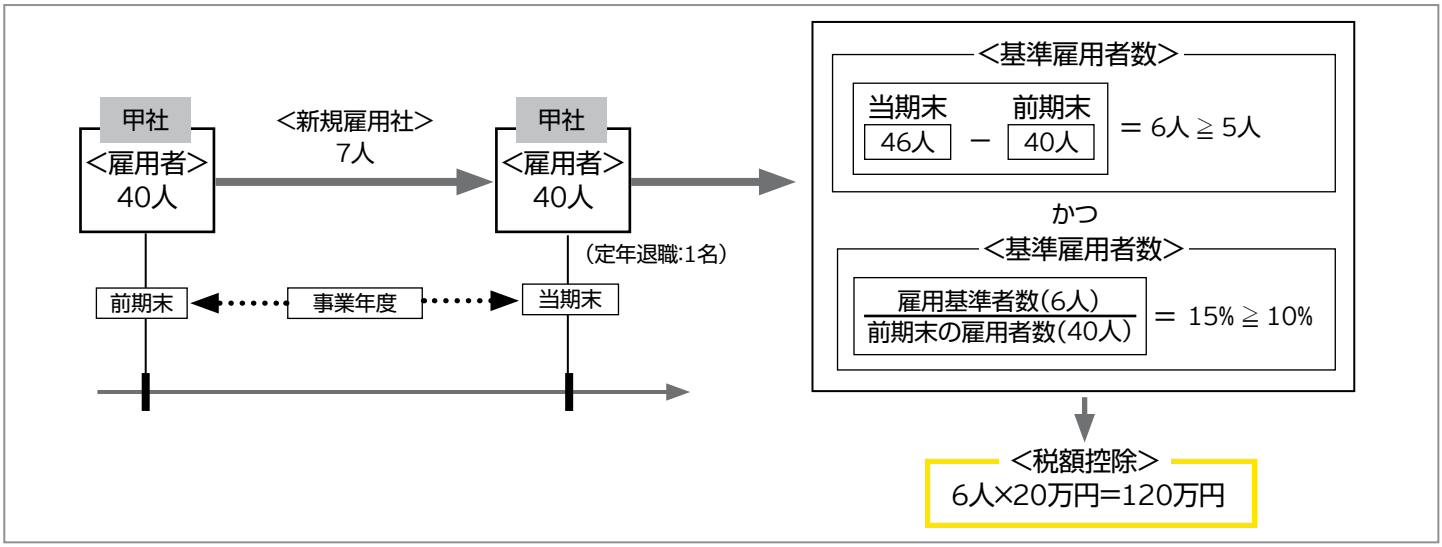

(出所)　国税庁「平成23年度法人税関係法令の改正の概要」1頁

本制度の適用を受けるためには、事業年度開始後2カ月以内(平成23年4月1日から8月31日に事業年度を開始した法人については、同年10月31日まで)にハローワークに雇用促進計画を提出するとともに、事業年度終了後2カ月以内に各都道府県労働局またはハローワークに雇用促進計画の達成状況の確認を求め、確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書に添付する必要がある。なお、雇用促進計画の達成状況の確認を求めてから確認がされるまでは約2週間(4～5月は1カ月程度)要するとのことであるため、確定申告書の提出に間に合うよう、早めに確認を求める必要がある(図表6)。

(図表6)　適用を受けるためのスケジュール

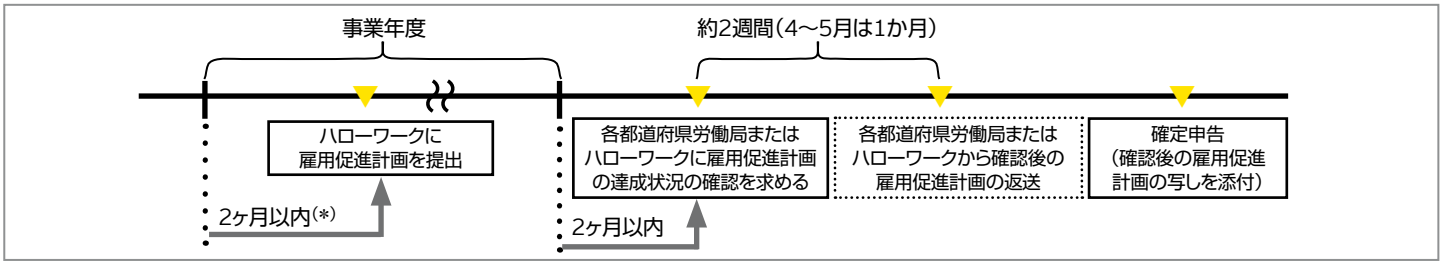

(*)　平成23年4月1日から8月31日に事業年度を開始した法人については、平成23年10月31日まで

9. 環境関連投資促進税制

青色申告書を提出する法人が、平成23年6月30日から平成26年3月31日までの間に、エネルギーの有効な利用の促進に著しく資する一定の減価償却資産、または建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する一定の設備等として財務大臣が指定するものの取得等をし、その取得等をした日から1年以内にその法人の事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却(中小企業者等については、取得価額の7%の税額控除との選択適用)ができることとされた(新措法42の5の2、新措令27の5の2、新措規20の2の2)(図表7)。

図表7　環境関連投資促進税制

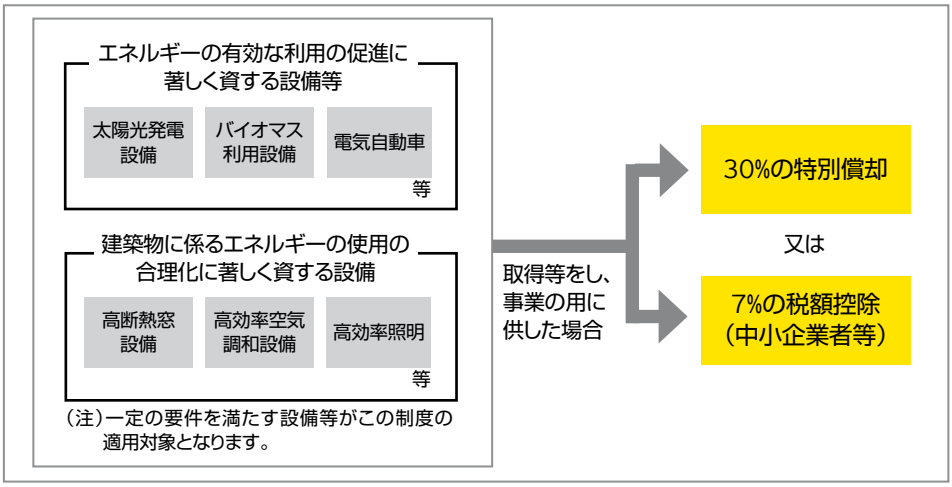

(出所)　国税庁「平成23年度法人税関係法令の改正の概要」4頁

10. 総合特区制度・アジア拠点化推進のための税制

激しい国際競争にさらされているわが国の企業立地環境を改善するため、地域や対象企業の特色に応じて次の税制上の措置が講じられた。

(1) 国際戦略総合特区制度

① 特別償却・特別控除

認定地方公共団体の指定を受けた青色申告法人が、認定国際戦略総合特別区域計画に記載された事業を行うために一定の規模以上の設備等の取得等をした場合には、その取得価額の50%(建物等については、25%)の特別償却または15%(建物等については、8%)の税額控除のいずれかの選択適用ができることとされた。

本改正は、平成23年8月1日から平成26年3月31日までの間に指定を受けた法人の、その期間内に取得等をする設備等について適用される(新措法42の11、新措令27の11)。

② 所得控除

青色申告書を提出する一定の指定特定事業法人が、国際戦略総合特別区域内において行われるその事業に係る一定の所得の金額を有する場合には、その指定の日から5年間、その事業に係る所得の金額の20%の所得控除ができることとされた。

本改正は、平成23年8月1日から平成26年3月31日までの間に指定を受けた法人の、その指定を受けた日から5年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度について適用される(新措法60の2、新措令36の2)。

(2) アジア拠点化推進のための税制(所得控除)

青色申告書を提出する認定研究開発事業法人または認定統括事業法人が、その認定に係る研究開発事業計画に記載された研究開発事業または統括事業計画に記載された統括事業に係る所得として一定の金額を有する場合には、その認定の日から5年間、その事業に係る所得の金額の20%の所得控除ができる措置が講じられた(新措法60の3、新措令36の3)。

本改正は、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法(平成23年2月14日国会提出)の施行の日から平成26年3月31日までの間に認定を受けた法人の、その認定を受けた日から5年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度について適用される。

2章

基本三法の優先適用が廃止に

国際課税関係の改正ポイント

1. はじめに

外国子会社配当益金不算入制度の創設(平成21年度改正)、外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の大改正(平成22年度改正)と国内企業に大きな影響を与える国際課税関係の抜本的な改正が近年続いていた。平成23年度の改正は現在の国際課税関連の諸制度の見直しを中心としたものとなっている。また、移転価格税制においては、独立企業間価格の算定方法の適用順位の見直し(Best Method Ruleの導入)等が行われた。

2. 外国税額控除制度

外国税額控除制度は、国外所得に課せられた外国税額を一定の条件のもとに日本の法人税額から税額控除して、国際間で生じた二重課税を排除する制度である。今回の改正において、制度の適正化を図る観点から次のような見直しが行われた。

(1) 外国法人税の範囲

複数の税率のなかから納税者と税務当局等との合意により税率が決定される税について、最も低い税率を上回る部分は、外国税額控除制度の適用上、外国法人税に該当しないものとされた(新法令141③三)。

最高裁判所は、かつて、内国法人が外国の税務当局の承認を受けて外国子会社合算税制のトリガー税率(後述)を超える税率に基づいて納税した事案について、税法に明文の規定がない以上このような税が外国法人税に該当しないとはいえない、という判決を下している(いわゆるガンジー島事件判決、平成21年12月3日)。今回の改正は、この判例を踏まえ、規定の明確化を図ったものである。

本改正は、平成23年6月30日以後に納付することとなる外国法人税から適用される(改正法令附則15)。

(2) 控除限度額の計算

外国税額控除限度額の計算において、租税条約の規定により条約相手国等において租税を課することができるとされる所得(租税条約の規定において控除限度額の計算にあたって考慮しないものとされる所得を除く)で当該条約相手国等において外国法人税を課されるものは、国外所得に該当するものとされた(新法令142④三)。

従前は、日本法人による外国株式譲渡所得等(相手国でも課税を受けたもの)が国内法上の国内源泉所得として取り扱われることにより外国税額控除限度額を創出することができず、外国税額控除制度利用による二重課税の排除が実質的に不可能となるようなケースが見受けられた。今回の改正により、このようなケースの救済が図られることとなる(図表1参照)。

本改正は、平成23年4月1日以後に開始する事業年度から適用される(改正法令附則2)。

(図表1) 外国税額控除限度額の計算

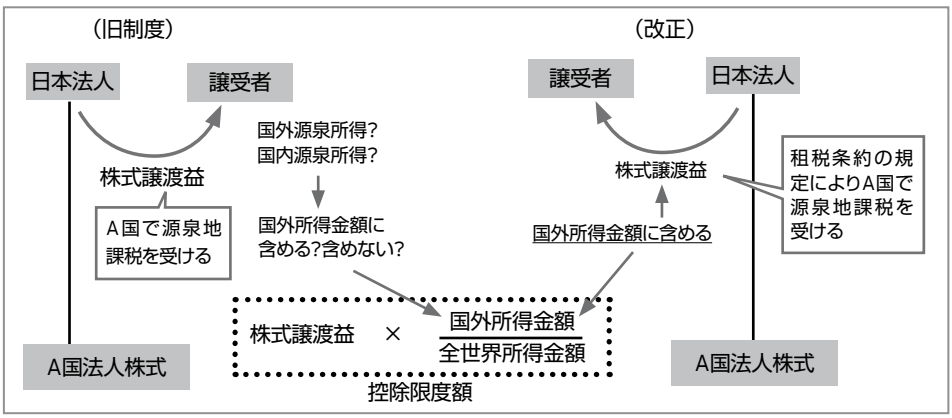

3.　外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)

外国子会社合算税制は、租税負担が著しく低い国(または法人税が存在しない国)に所在する特定外国子会社等(いわゆるタックスヘイブン子会社)の所得を、その株式を所有する内国法人等の所得とみなして日本において課税する制度である。今回の改正において、制度の円滑な執行を図る観点から、次のような改正・明確化が行われている。

(1) 租税負担割合の判定

合算課税の対象となる特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準(いわゆる「トリガー税率」)は、「20%以下」である。今回の改正において、外国関係会社の租税負担割合の計算・判定方法が次のように見直された。

① 特定外国子会社等に該当するか否かを判定する際に考慮される租税負担割合の計算上、外国関係会社の本店所在地国以外の国または地域に所在する法人から受ける配当等が非課税所得の範囲から除外されるための持株割合要件等が廃止された(新措令39の14②一イ)。

今後は、外国配当に係る免税の適用を受けるために特別な条件が付されていない国に所在する外国関係会社の租税負担割合の計算を行う際に、その会社が受け取った免税配当をトリガー税率算式の分母に含める必要がなくなる(図表2参照)。

② 外国関係会社の所得の金額が「零」の場合のトリガー税率の判定は、外国法人税の表面税率により行うことが明確にされた(新措令39の14②四)。

③ トリガー税率の判定上、複数の税率のなかから納税者と税務当局等との合意により税率が決定される税について、最も低い税率を上回る部分は、外国法人税に該当しないものとされる。前記した「外国税額控除制度」の(1)と同趣旨の改正である。

(図表2)　租税負担割合の判定

(トリガー税率算式)

$$\frac{\text{外国法人税の額}}{\text{課税所得の金額} + \text{非課税所得の金額}^{(注)}}$$

(旧制度)
国外免税配当については、
(1) 持株割合要件あり　または
(2) 租税回避目的外要件ありのいずれかの場合のみ、非課税所得に含めなくてもよい。

改正により、左記の要件は廃止されるため、多くの国の子会社等において、国外配当免税制度の適用を受けた免税配当が、トリガー税率を引き下げる非課税所得として取り扱われないこととなる。

(注)　分母に加算される非課税所得が増えれば、この算式によって計算されるトリガー税率は低下する。

(2) 適用除外基準

外国関係会社が特定外国子会社等に該当した場合においても、「適用除外基準(事業基準、実体基準、管理支配基準、非関連者基準または所在地国基準)」をすべて満たすときは、その地において事業活動を行うことにつき十分な経済合理性があると認められて、合算課税は行われない。平成22年度改正において、被統括会社の事業を統括する「統括業務」を行う統括会社(株式等の保有を主たる事業とするもの)は、一定の要件のもとに、事業基準を満たすという改正が行われている。

今回の改正で、事業持株会社(株式等の保有を主たる事業とする統括会社)について、事業基準以外の適用除外基準の判定は「統括業務」により行うこととされた(新措法66の6③)。すでに昨年、同趣旨の通達(措通66の6―16の3)が国税庁より公表されているが、今回の改正により明確化が図られた。

(3) 合算対象金額の計算

特定外国子会社等の合算対象金額の計算方法については、日本法令に準拠して計算する方法(日本税法基準)と本店所在地国の法令に準拠して計算する方法(現地税法基準)のいずれかの選択が認められている。また、日本税法基準による場合には、適用されない税法規定が定められている。

今回の改正で、日本税法基準によって特定外国子会社等の合算対象とされる金額を計算する場合には、適格現物分配に係る課税繰延べ規定(平成22年度改正により創設)の適用はないことが明確にされた(新措令39の15①一)。

(4) 資産性所得合算課税制度

平成22年度改正において、資産性所得合算課税制度が創設された。特定外国子会社等のうち適用除外基準を満たすものであっても、資産性所得(一定の利子、配当、使用料、キャピタルゲイン等)を有する場合には、当該資産性所得について、内国法人等の所得に合算して課税される。今回の改正で、この制度について見直し・明確化が行われている。

この制度で合算対象とされる株式等の配当・譲渡所得は、保有割合10%未満の株式等に係るものである。この保有割合10%未満の要件の判定時期は、配当等については当該配当等の効力が生ずる日、譲渡については当該譲渡の直前であることが明確にされた(新措法66の6④一・四)。

資産性所得に係る費用の計算方法等についても、次のように見直し・明確化がなされている(新措令39の17の2)。

① 利子・配当等の額に対して課される外国源泉税の額は、資産性所得の金額の計算上控除できるよう計算方法が見直された。
② 債券の償還差益に係る資産性所得の金額から控除する負債利子配賦額を計算する場合には、償還の直前の事業年度終了の時(改正前は、償還の直前)の総資産の帳簿価額を用いることとされた。
③ 株式等および債券の譲渡に係る資産性所得の金額の計算上控除する株式等および債券の取得価額について、その計算方法(移動平均法等により計算)が明確にされた。
④ 特許権等の使用料等に係る資産性所得の金額の計算上控除する特許権等に係る減価償却費は、継続適用を要件として、日本税法基準または現地税法基準のいずれかにより計算することが明確にされた。

また、資産性所得合算課税制度における適用除外基準(いわゆるデミニマス基準)について、明確化が行われた(新措令39の17の2)。

(a) 資産性所得割合基準(当期純利益に占める資産性所得の合計額の割合が5%以下であること)…「当期純利益」には外国源泉税の額は含まれないことの明確化
(b) 収入金額基準(資産性所得の合計額に係る収入金額が1,000万円以下であること)…「収入金額」の定義の明確化(償還差益に係る収入金額とは、償還金額ではなく償還差益であること等)

(5) 適用時期

本改正は、内国法人の平成23年4月1日以後に終了する事業年度において、特定外国子会社等の合算対象とされる金額(当該特定外国子会社等の平成22年4月1日以後に開始する事業年度分に係るものに限る)について合算課税を行う場合について適用される(改正法附則58等)。ただし、前記(3)の改正は、特定外国子会社等の平成23年6月30日以後に行われる現物分配について適用される(改正措令附則21②)。

4.　コーポレート･インバージョン対策合算税制

特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例等について、外国子会社合算税制と同趣旨の改正が行われた(新措法66の9の2、新措令39の20の6)。

5.　外国法人の現物出資

外国法人が内国法人に対して行う現物出資について、次の改正が行われた。

(1) 1号PE(支店等)を有する外国法人が行う現物出資

① 外国法人の日本支店等が内国法人に資産等の移転を行う現物出資に係る課税繰延べの要件である事業継続要件(国内に支店等を継続して有すること)および株式管理要件(国内支店等が現物出資により取得した株式を支店の事業に係る資産として継続して管理すること)が廃止された(旧法令188①十八)。

② 現物出資後に事業継続要件または株式管理要件を満たさないこととなった場合に繰り延べた譲渡益に対して課税を行う取戻し課税が廃止された(旧法令188⑧)。

今回の改正で、外国法人が日本支店の営業を内国法人に現物出資することにより日本で行っている事業を法人化するときに、当該支店を廃止すると日本において現物出資時の資産譲渡益課税が生じてしまうという税務上の問題が解決された(図表3参照)。

(図表3)　1号PE(支店等)を有する外国法人が行う現物出資

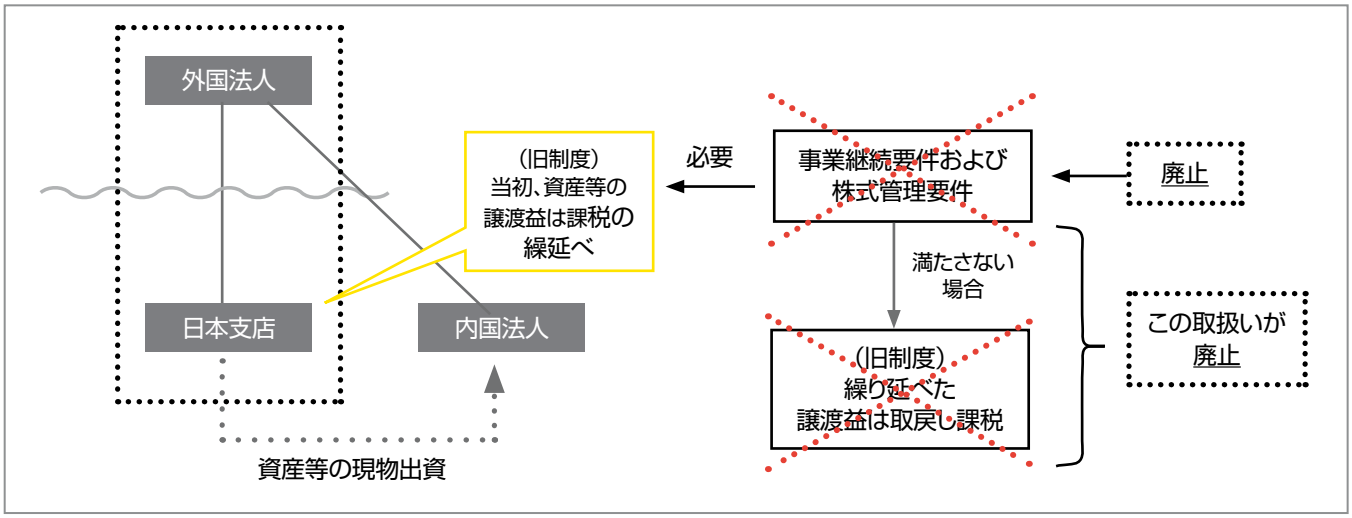

(2) 外国法人が行う現物出資の適格性

前記(1)の改正に伴い、外国法人が内国法人に対して国外にある資産または負債の移転を行う現物出資は組織再編税制上の適格現物出資に該当しないこととされた(新法法2十二の十四)。国外にある資産または負債とは、国外にある事業所に属する資産(国内にある不動産等を除く)または負債とされる(法令4の3⑨)。外国法人が現物出資法人となって内国法人に現物出資する場合の課税関係について、内国法人同士で行われる現物出資の課税関係と比較して、現物出資の税制適格性と譲渡損益の認識要件の整合性がとれていないことが従来から指摘されていたが、今回の改正でその課税関係が整理された(図表4参照)。

(図表4)　外国法人が行う現物出資の適格性

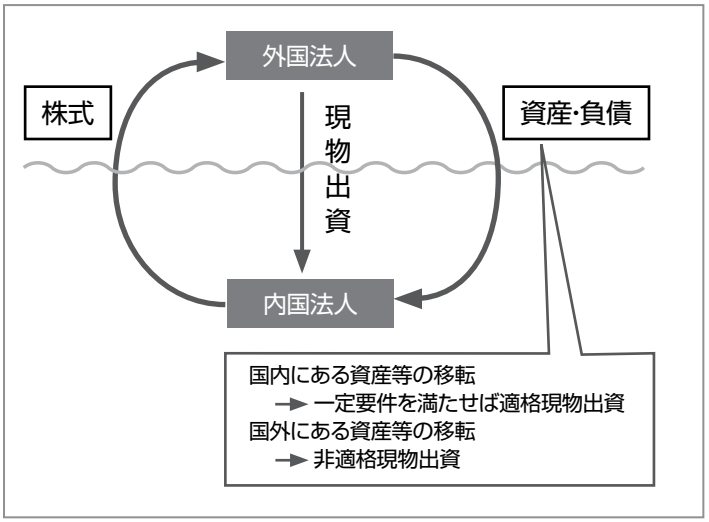

(3) 適用時期

前記(1)、(2)の改正は、平成23年6月30日以後に行われる現物出資から適用される。なお、同日前に行われた現物出資について同日以後に事業継続要件または株式管理要件を満たさないこととなった場合についても、取戻し課税は行わないこととされた(改正法附則11、改正法令附則19)。

6.　移転価格税制

(1) 改正の概要

今回、移転価格税制関係では、次の2つの事項が改正された。

まず、現行法では、基本三法(独立価格比準法、再販売価格基準法および原価基準法)がその他の方法に優先して適用されることになっている。しかし、OECD移転価格ガイドラインが米国財務省規則と同様にベスト・メソッド・ルールを採用したことに伴い、独立企業間価格を算定するために最適な方法を事案に応じて選択するしくみに改正された(新措法66の4②)。なお、本改正は、平成23年10月1日以後に開始する事業年度より適用される。

次いで、独立企業間価格の算定方法の一覧性を確保する観点から、租税特別措置法施行令(以下、「措置法施行令」という)39条の12第8項1号が改正され、OECD移転価格ガイドラインにおいても規定されている比較利益分割法と残余利益分割法が新たに規定された。

以下、これらの内容につき、詳述する。

(2)　ベスト・メソッド・ルール

①　米国財務省暫定規則での導入

ベスト・メソッド・ルールのコンセプトは1993年の財務省暫定規則に初めて導入された。従来は、独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法、その他の方法の順番で適用されることになっていた。しかし、事業形態、比較可能性の程度や資料入手可能性を無視してこれらの優先順位で適用するとかえって適切な移転価格の算定を妨げること、これらの優先順位に従って適用できないことを立証しないと他の方法に進めず膨大な事務量がかかること等から独立企業間価格の算定方法の優先順位が廃止された。個別の企業ごとに事実および状況に応じて最も正確な独立企業間価格が得られる方法を適用することとされ、この規定は、最終規則(§1.482-1(c))にも引き継がれ今日に至っている。

② OECD移転価格ガイドラインの改定

従来は伝統的な取引基準法、すなわち基本三法を優先適用する旨規定されていたが、2010年の改定により、米国最終規則と同様に、各算定方法の適用順位を同列とし、移転価格算定方法の選定にあたっては、各算定方法のなかから各事案に応じて最適な方法を選定することとされた。

③ ベスト・メソッド・ルール導入による影響

取引価格との関係性から、必要な情報が入手できる限度において、これからも基本三法が優れた算定方法であることに変わりはない。

したがって、これまでわが国においては法令上基本三法を用いることができない場合にその他の方法を用いることができたのであるが、今後は基本三法を用いることができないことの立証や説明の程度(閾値)は低くなるものと想定される。

なお、いかにこのベスト・メソッド・ルールを運用するか等については、今後移転価格事務運営指針等によって示される見込みである(図表5)。

(図表5) 改正前と改正後における優先順位

	棚卸資産の売買取引	棚卸資産の売買取引以外の取引	優先順位(改正前)	優先順位(改正後)
①	基本三法 ▸ 独立価格比準法 ▸ 再販売価格基準法 ▸ 原価基準法	基本三法と同等の方法 ▸ 独立価格比準法と同等の方法 ▸ 再販売価格基準法と同等の方法 ▸ 原価基準法と同等の方法	②③に優先して適用	①～③の間に優先関係は無い(最も適切な方法による)
②	基本三法に準ずる方法 ▸ 独立価格比準法に準ずる方法 ▸ 再販売価格基準法に準ずる方法 ▸ 原価基準法に準ずる方法	基本三法に準ずる方法と同等の方法 ▸ 独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法 ▸ 再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法 ▸ 原価基準法に準ずる方法と同等の方法	②③の適用に優先劣後関係はない	
③	その他政令で定める方法 ▸ 取引単位営業利益法 ▸ 寄与度利益分割法 ▸ 比較利益分割法 ▸ 残余利益分割法 ▸ これらの方法に準ずる方法	その他政令で定める方法と同等の方法 ▸ 取引単位営業利益法と同等の方法 ▸ 寄与度利益分割法と同等の方法 ▸ 比較利益分割法と同等の方法 ▸ 残余利益分割法と同等の方法 ▸ これらの方法に準ずる方法と同等の方法		

(出所) 国税庁「移転価格事務運営要領 別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」事例1(参考2)をもとに筆者作成(2011年9月6日現在)

(3) 比較利益分割法および残余利益分割法の法令化

改正前は、利益分割法は措置法施行令39条の12第8項1号に規定されていたところ、今回の改正により、同号がさらにイ、ロ、ハの3つに細分化され、寄与度利益分割法に加え、比較利益分割法と残余利益分割法の規定が追加された。

昭和61年の『改正税法のすべて』において、措置法施行令39条の12第8項の算定方法は、「いわば、ラストリゾートともいえる方法で、他の方法の使用が困難な場合には、法人と国外関連者が、当該棚卸資産の製造、販売等による所得の発生に寄与した程度に応じて利益の配分を受ける結果となるような価格を算定しようとするものです」と説明されており、同項には寄与度利益分割法が規定されていたものと考えられる。

その後、比較利益分割法および残余利益分割法も同項により読み込めるものとの整理が行われ、租税特別措置法通達66の4―4および5に規定が置かれていたものと考えられる(なお、同項は、平成16年の税制改正で、取引単位営業利益法が追加された際に、同項1号とされた)。

従来、残余利益分割法による課税については、一部に法令に基づかない通達課税であり違法である旨の批判があったところであるが、本改正により、少なくとも今後の課税についてはその批判はあたらないことになる。

3章

金融所得一体課税の先送り等

金融･証券税制の改正ポイント

1. はじめに

上場株式等の配当等に係る優遇措置は、貯蓄から投資へという一般投資家による株式等の投資を促進するための時限措置であり、平成24年からは本則課税に戻すと同時にいわゆる日本版ISAを導入することが見込まれていたが、今回の改正で適用期限が2年間延長されることとなった。

また、不動産等の流動化･証券化に多く活用される投資法人や特別目的会社に関して、税務上のパススルー性（導管性）を確保するための要件が見直されており、外国人投資家による不動産投資のストラクチャーを再検討する必要が高まっている。

2. 証券優遇税制の延長措置等

(1) 上場株式等の配当所得および譲渡所得等に係る優遇措置の延長

金融所得課税一本化の流れのなかで廃止することとされていた上場株式等の配当所得および譲渡所得等に係る優遇措置（所得税7%、住民税3%）の適用期限が2年（平成25年12月31日まで）延長されることとなった（平成20年改正法附則32、33、43に係る改正）。

なお、政府税制調査会では、この一本化について継続して検討することとされており、今後も改正の方向性については留意する必要がある。

(2) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税（日本版ISA）措置の施行延期等

前記（1）の優遇措置の延長に伴い、平成24年から導入することとされていた非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置について、施行日が2年延期され、平成26年1月1日から適用されることとなった（改正法附則29、37）。

また、非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等が追加された（措法37の14⑤）。

本改正は、平成26年1月1日以後に行われる上場株式等の募集により取得する上場株式等について適用される（改正法附則37）。

(3) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例等の見直し

従来、市場デリバティブ取引等のみが申告分離課税（所得税15%、地方税5%）の対象とされており、店頭デリバティブ取引等は総合課税の対象とされていた。今回の改正により申告分離課税で統一され、次の店頭デリバティブ取引等について、市場デリバティブ取引等との損益通算が可能となり、また、損失の繰越控除が適用されることとなった（措法41の14①）。

① 商品先物取引法に規定する店頭商品デリバティブ取引（同法2条14項1号から5号までに掲げる取引に限る）の差金等決済
② 金融商品取引法に規定する店頭デリバティブ取引（同法2条22項1号から4号までに掲げる取引に限る）の差金等決済
③ 店頭カバードワラントの差金等決済または譲渡

本改正は、平成24年1月1日以後に行われる店頭デリバティブ取引等について適用される。

(4) 上場株式等に係る配当所得の分離課税等の対象とならない大口株主等の範囲の拡大

上場株式等に係る配当所得の分離課税等の対象とならない大口株主等が支払を受ける配当等の要件について、配当等の支払を受ける者が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が100分の3(現行100分の5)に引き下げられた。

本改正は、平成23年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用される。

3. 証券貸借取引に係る現金担保利子および有価証券賃借料等の非課税化

外国金融機関のわが国の短期金融市場への参加を促進するため、証券貸借取引に係る現金担保に係る利子および有価証券の賃借料のうち一定のものを非課税とする措置が講じられた(措法67の17)。

また、債券現先取引に係る利子の課税の特例制度の対象となる債券の範囲に、振替地方債、一定の振替社債等および上場株式等を含めることとされた(措法42の2)。

これにより、現金担保利子および有価証券の賃借料が課税されない主要国との平仄が合うこととなり、また、非課税となる債券現先取引の対象となる債券の範囲が拡充されたことから、外国金融機関との証券貸借取引が活性化されることが期待されている。

4. 振替国債等の利子の非課税制度に関する手続の明確化等

(1) 外国年金信託の場合の手続

海外の年金基金による国債等への投資を促進するため、振替国債等(振替国債、振替地方債および振替社債等)の利子の非課税制度を利用する際の手続が明確化された。

すなわち、外国の法令に基づいて設定された信託で退職年金等信託に類するもの(受益者等課税信託に該当するものに限る)のうち、当該外国において主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、または給付することを目的として運営されるもの(以下、「外国年金信託」という)が振替国債等に係る利子を受領する場合には、当該外国年金信託の受託者がその利子を受領するものとして、非課税制度の適用手続を行うこととされた(措法5の2③、5の3⑤)。

本改正は、平成23年6月30日以後にその計算期間が開始する振替国債等の利子について適用される。

(2) 組合または信託を通じて保有する場合の手続

海外の投資家が税務上パススルー(導管)として取り扱われる任意組合等(外国におけるこれに類するものを含む)や信託を通じて国債等を保有する場合の非課税適用手続が明確化された。

すなわち、これらの組合等の業務執行者または信託の受託者がすべての組合員等(組合員または受益者等)の氏名等、各組合員等の分配割合等を記載した組合等届出書および当該任意組合等の契約書の写しを特定振替機関等または適格外国仲介業者を経由して当該特定振替機関等の所轄税務署長に提出する場合その他一定の手続を行う場合には、非課税制度の適用を受けることができることとされた(措法5の2④、5の3⑤、措規3の18⑨)。

本改正は、平成23年6月30日以後にその計算期間が開始する振替国債等の利子について適用される。

5. 社債的受益権の配当および償還差益に係る非課税措置

わが国においてイスラム投資家からの資金を活用するためのしくみとして、資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託に係る社債的受益権(あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権)を利用することが想定されている。

今回の改正では、一定の社債的受益権を振替社債等の利子の課税の特例制度における特定振替社債等の範囲に含めることにより、収益の分配および償還差益を非課税とすることとされた(措法5の3、8、41の13②、67の17②)。なお、この措置の詳細については今後公布される政省令(注)を確認する必要がある。

(注)「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」に係る政省令にて規定されることが予定されている。

6.　投資法人（Jリート）および特定目的会社の導管性要件の見直し

（1） 投資法人の国内50%超募集要件の見直し

投資法人に係る課税の特例における導管性要件について、投資口に係る国内募集割合を50%超とする要件における判定を、「発行をする投資口ごと」から「発行をした投資口の合計」で行うように緩和された（新措令39の32の3③）。実際には投資口数ではなく、発行価額（=払込金額）の総額で判定する。

これまで投資法人は、投資口発行の都度その50%超を国内で募集する必要があった。しかし、平成23年6月30日以後に終了する事業年度から、過去に発行した投資口を含めた累計で50%超の国内募集を判定できるようになり、昨今の海外投資家の旺盛な需要に応じることが可能になった。

なお、国内50%超募集要件は投資法人規約への記載が必要であるため、各投資法人は今後行われる投資主総会の承認を経て、改正後の要件に基づく記載に変更する必要がある。

（2） 特定目的会社が2種類以上の優先出資を発行する場合における国内50%超募集要件の見直し

特定目的会社に係る課税の特例における導管性要件について、2種類以上の優先出資を発行する場合には、種類ごとに国内募集割合の50%超判定を行うこととされた（新措令39の32の2③）。

従前の要件は特定目的会社が利益配当などの権利の内容が異なる複数の優先出資を発行することを想定していなかったため、特定目的会社が優先出資をさらに優先51%、劣後49%に区分して発行し、優先（優先出資）のすべてを国内投資家に、劣後（優先出資）のすべてを海外投資家に割り当てることの是非が明確ではなかった。

この場合、国内投資家は主として特定資産の運用益を原資とする配当を受け取る一方、海外投資家は主として特定資産のキャピタルゲインを原資とする配当を受け取ることになり、国内において十分な課税が行われることを目的として設けられた国内50%超募集要件の趣旨に反することから、種類ごとに判定を行うこととされたものである。

本改正は、平成23年6月30日以後に発行される優先出資について適用される（改正措令附則26）。

（3） 海外年金基金の税務上の機関投資家への追加

金融商品取引法における適格機関投資家の範囲が改正され（平成23年4月6日施行）、海外年金基金（届出時における純資産額が100億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行ったものに限る）が追加された。それに伴い、導管性要件における機関投資家の範囲にも、平成23年6月30日から、金融庁長官に適格機関投資家の届出を行った海外年金基金が追加された（新措規22の18の4①）。

本改正により、海外年金基金は、私募投資法人への出資や特定目的会社の特定社債、特定目的借入れ等の引き受け手として期待される。

4章

95%ルール、租税罰則の見直し等

95%ルール、租税罰則の見直し等その他の改正ポイント（消費税･納税環境整備）

~消費税~

1.　はじめに

平成23年度税制改正において、消費税の課税の適正化の観点から、仕入税額控除制度における95%ルールの見直しと免税事業者の要件の見直しが行われた。ともにいわゆる益税問題の解消を図ったものであると考えられる。

2.　仕入税額控除制度における95%ルールの見直し

(1) 改正の内容

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の消費税額の全額を仕入税額控除できる、いわゆる「95%ルール」について、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から、その課税期間の課税売上高（課税期間が1年に満たない場合には年換算した金額）が5億円超の事業者には適用されないこととされた（新消法30②、改正法附則22③）。

現行制度では、事業者の事務負担に配慮する観点から、一般課税を採用する事業者の課税売上割合が95%以上の場合には、その事業の規模にかかわらず100%の仕入税額控除が認められている。しかし、帳簿のIT化が進みPCソフト等で記帳を行うことが一般的になっている現状を踏まえ、制度の趣旨に鑑み、本当に事務負担に配慮が必要な中小事業者に対象を絞るものである。

本改正により、平成24年4月1日以後に開始する課税期間の課税売上高が5億円超となる事業者は、その課税売上割合にかかわらず個別対応方式または一括比例配分方式により仕入税額控除を行う必要がある。

(2) 個別対応方式とは

その課税期間中の課税仕入れ等の消費税額のすべてを、

① 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等に係るもの
② 非課税売上げにのみ要する課税仕入れ等に係るもの
③ 課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等に係るもの

に区分し、①+（③×課税売上割合）の算式により計算した仕入控除税額をその課税期間中の課税売上げに係る消費税額から控除する方法。この方法では②の消費税額は一切控除できない。

非課税売上げが銀行預金の受取利息しかない事業者も多く、②の消費税額は存在しないことも考えられる。ただしその場合でも、本社の間接部門など課税売上げに直接関係しない部門で発生した消費税額は③に区分される可能性があるので注意が必要である。

(3) 一括比例配分方式とは

(その課税期間中の課税仕入れ等に係るすべての消費税額×課税売上割合)の算式により計算した仕入控除税額をその課税期間中の課税売上げに係る消費税額から控除する方法。個別対応方式に比べて簡単な方法であるが、この方式を選択した場合には、2年間以上継続して適用した後でなければ個別対応方式に変更することはできないので、選択する際には注意が必要である(その逆への変更制限はない)。

3. 免税事業者の要件の見直し

現行制度では、消費税の課税事業者を選択した場合を除き、その課税期間の基準期間における課税売上高(1年決算法人の場合は前々事業年度の課税売上高)が1千万円以下の事業者は納税義務が免除されており、これを消費税の事業者免税点制度という。

今回の改正により、平成25年1月1日以後に開始する事業年度から、基準期間における課税売上高が1千万円以下であっても、図表1に示す特定期間における課税売上高(1年決算法人の場合は前事業年度の上半期6月間の課税売上高)が1千万円を超えるときは、事業者免税点制度が適用されないことになった(新消法9の2①、改正法附則22①)。特定期間は早ければ平成24年1月から始まることになる(図表2)。

(図表1) 特定期間と短期事業年度

特定期間とは(新消法9の2④)

① 個人事業者については、その年の前年1月1日から6月30日までの期間
② その事業年度の前事業年度が短期事業年度でない法人については、前事業年度開始の日から6月の期間(注1)
③ その事業年度の前事業年度が短期事業年度である法人については、前々事業年度開始の日から6月の期間(前々事業年度が6月以下の場合はその全期間)(注1)(注2)

短期事業年度とは(新消令20の5①)

- その期間が7月以下である
- その期間が7月超でかつ「事業年度の開始の日から6月の期間の末日(注3)」の翌日から事業年度終了の日までの期間が2月に満たない

(注1) ただし、その「6月の期間の末日」が月末でない場合は、事業年度開始の日から6月の期間の末日の属する月の前月末までの期間とし、その法人の毎月の締め日が月末でなくかつその「6月の期間の末日」が月の締め日でない場合は、事業年度開始の日から6月の期間の末日の直前の締め日までの期間とする(新消令20の6)

(注2) ただし、次の前々事業年度は除く(新消令20の5②)
- 基準期間に含まれる事業年度である
- その期間が6月超でかつ「事業年度の開始の日から6月の期間の末日(注3)」の翌日から事業年度終了の日までの期間が2月に満たない
- その期間が6月以下でかつその翌事業年度(適用年度から見れば前事業年度)が2月に満たない

(注3) その「6月の期間の末日」が(注1)に該当する場合には、その各期間の末日とする

注意ポイント

- 「基準期間」と「特定期間」は重ならない。よって前々事業年度が基準期間に含まれる場合には特定期間から外れるため、特定期間が存在しないことがある
- 6月の期間を月の中途で締めて課税売上高の計算を行う必要がないよう、その前月末で締める等の配慮がされている
- この特定期間の課税売上高による1千万円判定は、基準期間における課税売上高が1千万円以下である事業者のみが対象になるので、基準期間のない事業者については適用はない

（図表2） 課税事業者の判定[具体例]

個人事業主および12月決算法人の場合

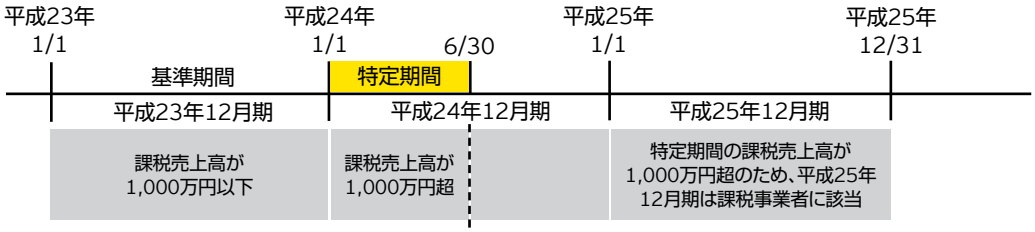

3月決算法人の場合

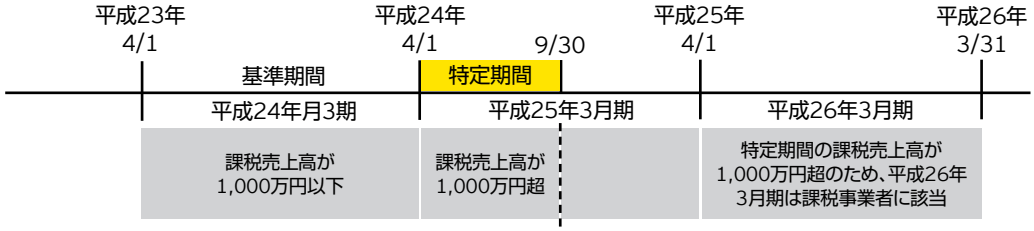

前事業年度が7月以下の法人の場合

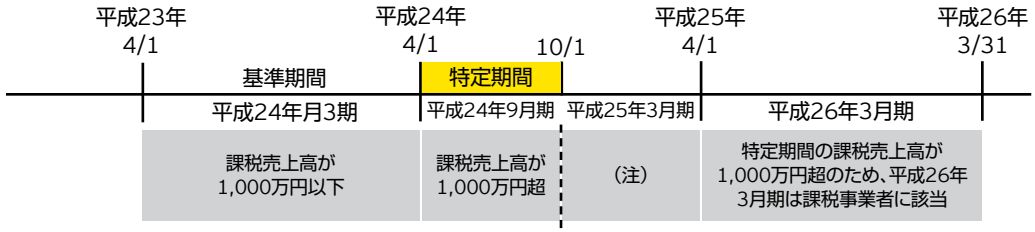

（注）前事業年度が6月のため、前々事業年度開始の日から6月の期間で判定

この適用にあたり、事業者は、本来の課税売上高の金額に代えて、その特定期間における給与等の支払額をもって「特定期間における課税売上高」とすることができる（新消法9の2③）。

よって、両者のうちいずれか少ない方の金額をもって1千万円判定を行えばよい。判定の結果、特定期間における課税売上高が1千万円を超えるときは、速やかにその旨の届出書を提出しなければならない（新消法57①）。

4. 「仕入控除税額に関する明細書」添付の義務化

消費税の還付申告書（中間納付額を含めずに還付になるものに限る）を提出する事業者に対して任意に提出を依頼している「仕入控除税額に関する明細書」について、平成24年4月1日以後に提出する還付申告書から、その添付を義務づけたうえで、記載事項の拡充が行われる（新消規22③、改正消規附則2）。これにより、調整対象固定資産の取得の状況や課税資産の譲渡等の売上に関する記載も義務づけられることになる（新様式は、原稿執筆段階で未発表）。

~納税環境整備~

納税環境整備に関する主な改正項目は、次のとおりである。

なお、旧法案において注目されていた、更正の請求期間の延長、更正の請求の範囲の拡大、納税者権利憲章の策定は、切り出し法には盛り込まれず、新法案に盛り込まれており、引き続き審議が行われる予定となっている。

1. 還付加算金の計算期間の見直し

更正に基づく法人税の中間納付額等の還付に係る還付加算金の計算期間について、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後1月を経過する日(その更正が更正の請求に基づくものである場合には、その更正の請求の日の翌日以後3月を経過する日とその更正の日の翌日以後1月を経過する日とのいずれか早い日)までの日数は、その計算期間に算入しないこととされた(新所法159、160、新法法133、134、新消法54、55他)。

本改正は、平成24年1月1日以後に支払決定または充当をする国税に係る還付金に加算すべき金額について適用される。ただし、その加算すべき金額の全部または一部で同日前の期間に対応するものの計算については、従前の例による(改正法附則4、15、22④他)。

2. 租税罰則(国税関係)の見直し

大口・悪質な無申告事案に厳正に対応する観点から、故意に「納税申告書を法定申告期限までに提出しないことにより税を免れた者」については、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金に処され、またはこれらが併科されることとなった(新所法238③、新法法159③、新消法64④他)。

また、大口・悪質な消費税の不正還付請求事案に厳正に対応する観点から、消費税の不正還付の未遂を処罰する規定が創設された(新消法64②)。

本改正は、平成23年8月30日以後にした違反行為について適用される(改正法附則1①一、92)。

3. 税務職員の質問検査権

税務職員が税務調査について必要がある場合に、その調査対象である法人に対し金銭の支払または物品の譲渡をする義務があると認められる者等に検査を求めることができるものに、帳簿書類だけでなく「その他の物件」が追加された(新法法154)。

「その他の物件」とは、たとえば、購入資産や預け在庫などが考えられる。

本改正は、平成24年1月1日から施行される(改正法附則1①三イ)。

4.　事前照会に対する文書回答制度の見直し

国税局の担当職員は、事前照会者からの照会文書が国税局の受付窓口に到達した日からおおむね1月以内に、それまでの検討状況からみた文書回答の可否の可能性、処理の時期の見通し等について、その事前照会者に対し口頭で説明することとされた。

また、事前照会者からの申出に相当の理由があるとして、照会内容および回答内容等の公表を延期できる期間が、最長1年以内（現行180日以内）に延長された。

本改正は、平成23年4月1日以後に行われる事前照会について適用される。

（図表3）　文書回答手続のタイムスケジュール

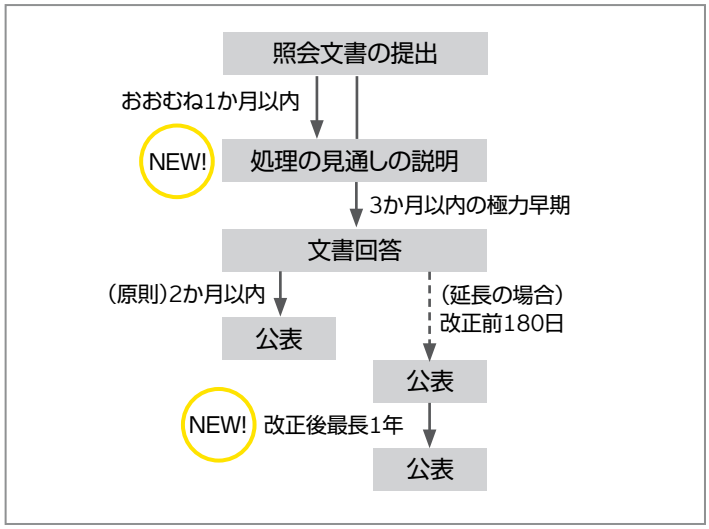

（出所）　国税庁「事前照会に対する文書回答手続の一部改正について」

Contact

1章 法人税関係の改正ポイント

原口 太一 シニアマネージャー +81 3 3506 2677 taichi.haraguchi@jp.ey.com

2章 国際課税関係の改正ポイント

別所 徹弥 パートナー +81 3 3506 3036 tetsuya.bessho@jp.ey.com
南波 洋 エグゼクティブディレクター +81 3 3506 2603 hiroshi.namba@jp.ey.com

3章 金融・証券税制の改正ポイント

蝦名 和博 パートナー +81 3 3506 2463 kazuhiro.ebina@jp.ey.com
山本 恭司 エグゼクティブ ディレクター +81 3 3506 2048 kyoji.yamamoto@jp.ey.com

4章 その他の改正ポイント

山本 恭司 エグゼクティブ ディレクター +81 3 3506 2048 kyoji.yamamoto@jp.ey.com
原口 太一 シニアマネージャー +81 3 3506 2677 taichi.haraguchi@jp.ey.com

本記事全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部 tax.marketing@jp.ey.com

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクション・アドバイザリー・サービスなどの分野におけるリーダーとして、全世界の14万1千人の構成員が、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質の高いサービス提供を行っています。私どもは、クライアント、構成員、そして社会を支援し、各サービス分野において、皆様の可能性の実現を追求し、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2011 Ernst & Young Shinnihon Tax
All Rights Reserved.

EYTAX CC20110913-2

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。